

整理番号：4－3

提言題名：歩道の確保について

【提言の要旨】

①井野なないろ保育所の歩道について

公設に伴い市道が歩行者用及び自転車用に区別されている。各歩道の色別もなく各専用の表記も少なく、各専用の区別が明確化されていない。

②利根川の土手、遊歩道について

「かたらいの郷」経由で、サイクリングロードに指定されていて、ランナーも多くもちろん歩行者も居ます。塗装部分が狭いと思う。路肩の草地を活用してほしい。取手駅を利用して利根川の土手に行かれる方は多いと思います。ウッド・チップ・ロード化は塗装化より簡便でしょう。

(令和2年5月受付)

【回答の要旨】

①井野なないろ保育所沿いの道路整備については、旧取手一中の敷地を利用し道路の拡幅を行い、元々の歩道幅員約1mを4mに広げ、自歩道（自転車歩行者道）として整備を行っております。

自歩道については、自転車は車道側、歩行者は宅地側の通行となりますが、歩行者と自転車の区別については、取手警察署の指導により自歩道内での区画線（センターライン）での分離、また工事区間内の各出入口についても取手警察署と協議を行い、路面に文字やマーク、色分けを行い利用者の意識付けを行っております。

更に車両の出入口については、ドライバーに対する注意喚起を目的として、カラー舗装を実施しております。

尚、計画の段階から市役所関係各課、学校と協議を行い工事を実施しました。

以上、御理解の程よろしくお願い致します。

(道路建設課 令和2年5月回答)

②利根川の土手に設けられた取手市道1－4537号についてですが、現在、国土交通省より利根川の管理用通路である堤防上の通路を、取手市が市道として占用し、皆さんにご利用いただいております。

お話をいただきました、堤防天端の舗装部分を拡張することについてですが、国土交通省にも照会いたしました。

堤防の構造上、舗装の脇に路肩を確保する必要があります。従いまして、土手の天端部分を全幅で舗装することは出来ません。また、河川の維持管理としても利用していることから、管理車両が通行すること自転車も通行することを勘案すると、ウッドチップによる舗装は、維持管理も含めて難しいと考えられます。

(管理課 令和2年5月回答)